

広島県告示第四百七十二号

広島県国民健康保険事業費納付金条例（平成二十九年条例第三十八号）第二十条の規定により、子ども・子育て支援納付金被保険者均等割指数を〇・七と定め、令和八年四月一日から施行する。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香